

代行順序について（案）

一位	窪倉 副会長
二位	長堀 副会長
三位	小松 副会長
四位	菅 副会長

○定款

第34条（議長）

理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし会長に事故があるときは予め理事会で定めた順序により、副会長がこれに当たる。

○業務執行理事職務権限規程

第3条（業務執行理事）

3 副会長である業務執行理事は、前項に掲げる職務権限に加え、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長の職務を執行する。

第4条（代行順位の決定）

前条3項に規定する順序については、理事会において決定する。

○組織運営規程

第5条（常任理事会）

5 常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは予め定めた順序により、副会長が当たる。